

NCS HOKKAIDO

Nature Conservation
Society of Hokkaido

2011年7月 NO.150

..... CONTENTS

大震災から学ぶべき、デメリットを排除した論議
の欠陥..... 佐藤 謙..... 2

費用対効果..... 佐々木克之..... 4

2011年度通常総会の概要及び会計報告..... 6

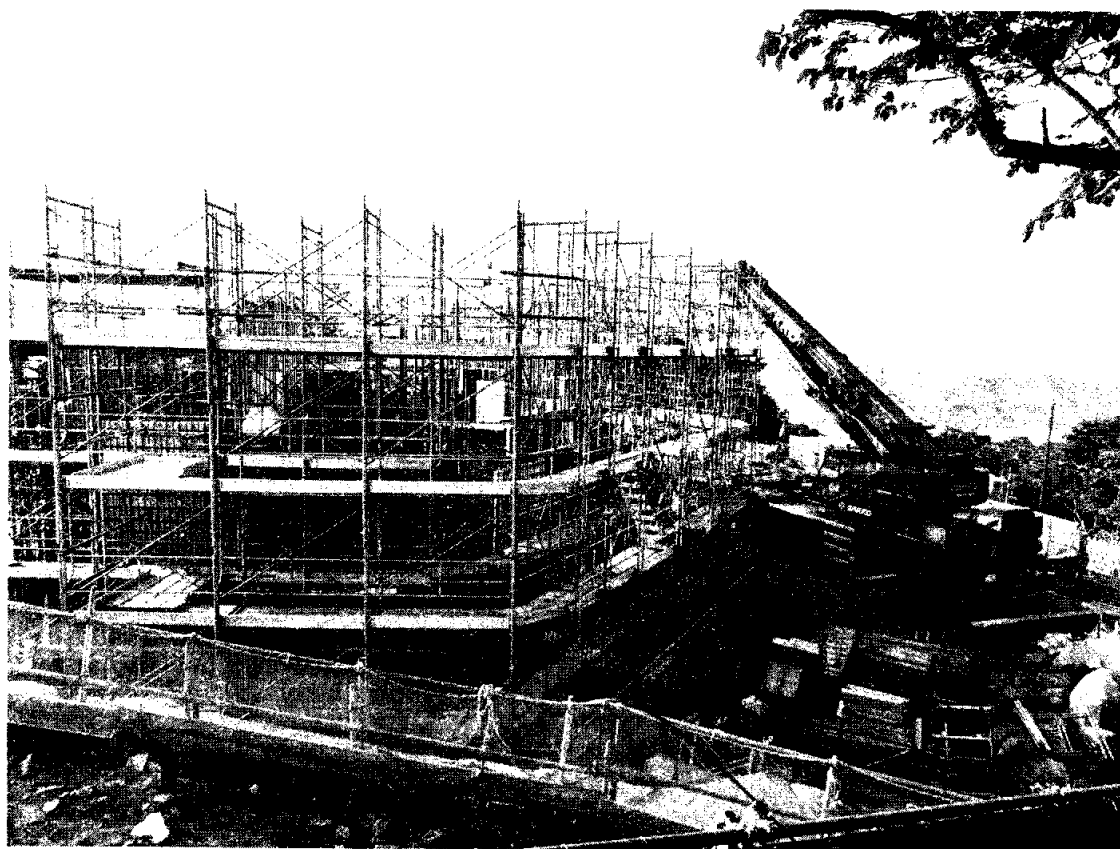
2011年度「自然を語る会」などのお知らせ..... 11

第18回夏休み自然観察記録コンクールのご案内..... 11

2011年度自然保護講演会のご案内..... 12

お知らせコーナー..... 12

活動日誌・要望書・新会員紹介・
寄贈図書・寄付・会費納入お願い 他



工事が進む藻岩山山頂展望台

(撮影 荻田 雄輔)

大震災から学ぶべき、デメリットを排除した論議の欠陥 ～原子力と風力について～

会長 佐藤 謙

5月の総会において「当会は原子力発電についてどのように考えるのか」との質問があり、また「石狩海岸に計画されている風力発電事業に反対する当会について、風力発電事業に全面的に反対する団体と受け取られている」との問題提起があった。その際、私の回答に不足があったと思われるので、理事会で確認された見解をここに述べる。

まず、原子力発電は、私たちの生命や健康に大きな影響を及ぼす危険性（デメリット）があるにもかかわらず、莫大なエネルギーを生み出すこと、あるいは二酸化炭素を排出しないこと（メリット）だけが喧伝されてきた。しかし、今回の大事故によって恐ろしいほど大きなデメリットを思い知らされた我が国は、また世界の国々でも、エネルギー政策のあり方や脱原発の方向を種々論議している。私たちは、憲法に明記された健康な生活を営むため、そこに重大なデメリットを有する原子力の利用については、当然、国民として判断していかなければならない。

しかし、当会の活動として原子力発電問題にかかわるかについては、「当会の目的が北海道の自然や野生生物の保全、すなわち自然保護にあるので、当会が原子力発電問題に全面的にかかわることにはならない」とまとめた。他方、例えば、貴重な海の生態系やジゴゴンなどの貴重な生物多様性を失わせる山口県上関原子力発電所建設計画のように、自然破壊が大問題となる場合には、当会が組織として原子力発電に異議を述べる場合がありうる。私たちの生命や健康に直接かかわる原子力発電問題は、私たちの生活に緩慢に悪影響を与える自然破壊の問題とともに環境問題と総称されるが、当会は環境問題すべてに関わるのではなく、後者、自然破壊問題を解決するために力を注いでいる。

さて、3月11日の大震災により、余りにも多くの人々が死亡し、行方不明となり、膨大な財産や生活環境が失われた。この悲惨な事態において、何よりも先に、被災者を救う対策を講じなければならない。一方、将来に向けては、この状況を二度と繰り返さない方針と対策を考えなければならない。津波によって原子力発電所が破壊され、将来の長い年月、国民の健康な生活に大きな影響を及ぼす放射能汚染が新たな問題として加わり、具体的に綿密な対策が必要になっている。

この大震災は、教訓を得るには余りにも痛ましく大きい前例となるが、大きな教訓として「デメリットを排除した論議の欠陥」を指摘したい。原子力（核分裂反応）は、莫大なエネルギーを生み出すメリットによって発電利用が推進されてきたが、自然界に少なかった、あるいは元々なかった放射線を出す元素（人工的放射性核種）を新たに作り出し、人間の生命や健康に重大な影響を及ぼす危険性（デメリット）が指摘されてきた。そのため、私たちは、原子力発電から生じた核のゴミ（人工的放射性核種からなる核廃棄物）から放射線を浴びない・被爆しない、徹底した安全対策を必要としてきた。ましてや、スリーマイルやチェルノブイリの重大事故のように、発電所が壊れ人工的放射性核種が環境に拡散される事故は、事前に十二分に想定し、絶対的に防がねばならないことであった。

ところが、国と各電力会社が進める原子力発電事業は、テレビや新聞などマスコミ報道において、以上の重大なデメリットについてはまったく触れず、メリットだけを一方的に述べ、原子力発電事業を推進してきた。例えば、危険性を防ぐためのコストを十分に計算しない、そのコストの大半を子孫への負の遺産として残したまま、「原子力発電は安価なエネルギーである」との宣伝や、放射線を放出する人工的放射性核種の危険性に触れずに、「二酸化炭素を出さないクリーンなエネルギーである」との宣伝がまかり通っていた。

今回の大事故は、原子力発電所そのものが破壊された大事故であり、破壊された発電所からセシウム137やストロンチウム90などの人工的放射性核種が空中に飛散、あるいは海水中に流出したことが明らかにされている。目下、放射線量の低さによる安全性によって、避難すべき地域や人々が限定されているが、今後、放射線汚染地域や影響する地域が福島県に限らず拡大する危険性が想定される。放射性核種は環境中で低い濃度であっても生態系の食物連鎖を通じて生物学的濃縮を受け、人間の段階では濃度が高まり影響が顕著になる危険性が古くから指摘されてきた。したがって、私たちは、安全な生活のため、放射線量だけではなく汚染地域の拡大についても注視しなければならない。社会の根本的な問題として「デメリットを排除した論議」が今回の事態を悲惨にしたと考えられ、原子力について、デメリットを含む科学的根拠に基づいて今後の判断をしたいものである。

「デメリットを排除した論議の欠陥」は、今までの原子力発電事業においてだけではなく、最近、急速に強調されている「再生可能な自然エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマスなど）」による発電事業においても、さらにダム建設など自然破壊問題においても、大震災前から震災後の現在でも、根本的な問題として底流に認められる。

風力発電事業に関して、すでに低周波音による健康被害が生じる事例が問題視されてきたが、石狩海岸のように全国レベルで貴重な自然が残された地域を破壊することも大きな問題とされる。石狩海岸について、当協会は、希少生物を含む特異な生物多様性と自然な生態系がまるごと残されている全国的に貴重な自然であることを指摘し、その自然を大々的に破壊することと、そして住宅地に近いため健康被害が想定されることから、石狩海岸の風力発電事業について反対してきた。そもそも、風力発電事業は、健康な生活や貴重な自然に大きな影響を与える問題が指摘されてきたので、これらデメリットを避けるため場所や地域によって建設しない方策など立地の選択が必要であり、国をはじめとする行政と事業者がそれらの詳細を国民に対して説明すべきである。総会の指摘と異なって、当会が風力発電事業に対して全面的に反対したことは一度もない。事業推進者は当会の反対活動をそのように逆宣伝するかもしれないが、当会では社会に誤解されない方策を考えたい。

何よりも重要な問題は、石狩海岸風力発電事業の推進側が小樽・石狩・札幌の市民に対して、健康被害や貴重な自然の破壊（デメリット）について説明しようとしないうこと、「デメリット排除論議」なのである。具体的には、風力発電事業に大きな補助金を出す行政は、事業計画を客観的かつ慎重に検討して認可すべきであるが、健康や貴重な自然への悪影響を評価する環境アセスを「影響なし」と結論づける事業者任せ、行政と事業者からなる推進側のみ都合の良いメリットのみを大合唱している。この構図には、大きな誤りがあった原子力行政と全く同じ流れがあること、それを、ここに強く指摘しておきたい。

費用対効果

—北海道における3ダム事業（サンルダム・平取ダム・当別ダム）の検証結果と提言—

副会長 佐々木克之

北海道開発局は、「検討の場」を設置してサンルダムと平取ダムの検証を進めています。開発局はダム推進、検討の場の委員もダム推進の関連首長で、ダム案とそれ以外の案の費用のどちらが安いのかという議論をしていて、肝心なダムの必要性の吟味は行われていません。私たち（北海道の脱ダムをめざす会）は、昨年3月からダムの必要性を検証する目的で検討会を開催してきましたが、今年の5月29日、講師に嶋津暉之氏（水源連共同代表）をお招きして、最終の第5回検討会（費用対効果）を行い、検証結果を国交省、開発局および北海道知事に届けましたので、その骨子を報告します。詳細報告は、北海道自然保護協会のHPから見ることができます。

費用対効果とは？

支出した費用に対して得られる効果という意味で、費用対効果の分析では、費用便益比（ B/C ）を求め、1を超えているかどうかを判断することになります。ダム事業では、ダム建設にかかる費用（ C ）とダム建設によって得られる利益（ B ）を見積もり、この B/C が1.0を超えない場合にはダム建設が認められないとされていて、重要な評価方法となっています。この考えは、北海道の「時のアセス」が契機となった公共事業評価制度の導入（1998年度から）によって始まりました。

3ダム事業の効果とは？

ダム事業の費用（ C ）は基本的にはダム建設費なのでわかりやすいのですが、効果の計算方法が複雑なため一般の人にはわかりにくくなっています。効果には、○洪水調節、○流水の正常な機能の維持、○水道水、○灌漑用水の4つがあります。

1) 洪水調節……たとえば50年に一度の洪水（ $1/50$ ）を予測して、その時の洪水被害（例えば500億円）とダムがある場合の洪水被害（例えば300億円）の差（200億円）をダムの効果として、 $1/10$ 、 $1/30$ 、 $1/50$ 、 $1/100$ などの効果を求めて、効果と確率から最終的な便益を計算で求めます。

サンルダムの例を見ると天塩川の戦後最大の洪水は、1973、1975、1981年に起きて、最大被害額は1975年、当時の額で69億円（現在価値120億円とされている）でした。それから約40年たっています。

開発局の被害想定額は表の $1/30$ で1,025億円、 $1/50$ で2,994億円となっています。実際の被害額の8.5倍から25倍です。

私たちは、開発局の被害想定額は異常に過大であり、そこから導きだされるダムによる被害軽減額も過大で

流量規模	ダムなし被害額	ダムあり被害額	被害軽減額
	百万円		
$1/5$	6,713	6,655	58
$1/10$	9,714	9,110	604
$1/20$	40,809	28,800	12,009
$1/30$	102,566	69,526	33,040
$1/50$	299,499	210,566	88,933
$1/80$	920,085	343,958	576,127
$1/100$	1,009,171	606,729	402,442

あると考えています。平取ダムや当別ダムも同様に極めて過大な想定をしています。

- 2) 流水の正常な機能の維持（以下、正常機能維持と略）……サケの産卵などのために、川には一定の流量（正常流量）以上が必要であり、渇水時にダムから放流して正常流量を維持することによって効果があるとしています。この効果の計算は極めて問題があります。

愛知県に設楽（したら）ダム計画があり、ダム全体の容量の60%にあたる6,000万 m^3 が正常機能維持のために使われます。東京新聞は、「国交省は、「流水の正常な機能維持」は生き物を守る環境保全の効果、と説明する。だが、実際は効果を計算できないため、6,000万トン級のダム建設費にあたる1,269億円を効果として計上した。……国交省によると、効果を身代わりダム建設費で代用することを公的に裏付けた計算マニュアルや通知はない。同省は環境保全の効果の試算はできないとした上で、「水を確保するにはダムでためるしか方法がない。その建設費を効果額とすることが妥当」と主張する。」と報道。正常機能維持効果は計算できないので、必要な貯水量を貯めるダムの建設費（これを身代わりダム建設費と呼ぶ）とする！このようないい加減な根拠で莫大な予算をつかってよいものでしょうか。サンルダムの場合、洪水調節効果882億円、正常機能維持効果130億円などで効果計は1,025億円、ダム建設費などは629億円、費用対効果は $1,025/629=1.63$ 、私たちは、洪水調節効果は8.5倍以上に水増しなので、これを $1/3$ にして計算すると、費用対効果は0.69となり、ダム建設は認められないこととなります。

- 3) 水道水……河川を水源として利用する場合、水利権をもつことが必要であり、2) で述べた正常流量以下の水量が予測される場合には、ダム事業に参画することによって水利権を得なければならない体系となっているため、ダムが必要ということになります。この効果は、水道水が不足した場合の費用（例えばペットボトルを購入する費用）から求めます。

平取ダムの場合、日高町門別地区ではダムがなければほぼ一年中水道水不足のためH16からH25年の10年間で107億円の被害（町民一人当たり約87万円）が生じることになっていますが、H22年までほとんど被害が生じていません。当別ダム参加の札幌、小樽、石狩、当別では、ダムがなければH25からH85年までの間に1兆2千億の被害が出ると想定しています。現在、これらの自治体で渇水被害が出ていないし、今後人口が減少するのに、なぜ膨大な被害がでるのか、極めて問題があります。

- 4) 灌漑用水……農業のために新たに水が必要な場合には、水道水と同じようにダム事業に参画しなければなりません。この効果は、新たな水利権を得た結果の農業生産の予測（投資効果）から求めます。当別町が当別ダムに灌漑用水を期待していますが、私たちの調べではほとんど整備が完了していて、新たな水源は不要であり、費用対効果も投資効果が1.0以下となります。

福島第一原発問題は、反対意見を無視したために生じました。ダム問題も、推進派だけで会議を開いて過ちを犯そうとしています。北海道の堀知事が1997年から、「時」がたっても実現しない公共事業を見直すために、全国に先がけて「時のアセス」を断行しました。その精神を引き継いでなされている「費用対効果」は、一般国民にはまったくわかりにくく、わかってみれば信じられない方法でなされています。「時のアセス」の精神を生かして、道民の声を開発局、国交省に届ける活動を継続していきます。

2011年度 通常総会の概要及び会計報告

日 時：5月28日 13:00～15:10

場 所：北海道大学クラーク会館 大集会室

議 長：戸津高保さん

資格審査委員・議事運営委員：伊達理事・赤松敏子さん・福岡順子さん・山川泰弘さん・尾田孝人さん

書 記：矢部理事・荻田理事、 議事録署名人：佐々木副会長・在田副会長

佐藤会長 本日は土曜日で好天にもかかわらず総会にお集まりいただき、お礼申し上げます。今回は例年の議題に加えて、一般社団法人移行に伴う提案を致します。このため普段より議題が多くなりますが、どうぞ宜しくお願いします。

資格審査結果報告（伊達資格審査委員長）

総会員数は659名（過半数は330名）の内、会場出席者40名・委任状提出者328名、合計368名となり、定款上の定足数に達していることが確認され総会は成立。

第一号議案 2010年度事業報告、収支決算報告および監査報告

(1) 2010年度の事業報告について、佐藤会長から議案書に基づき説明が行われた。

特別会計事業は実施していません。一般事業の中身では、会員の状況は現在659名であり、高齢化と減少傾向が続いていますので、この現状をなんとかしなければなりません。広報事業は、会誌・会報・HPの充実ともに例年以上に充実したと思います。普及事業については(3)「自然を語る会」、(4)「自然保護大学」と(5)「ダムによらない流域治水に関する検討会」が例年以上に充実しました。調査研究および自然保護運動では、当協会単独の意見書・要望書提出は「藻岩山展望台」、「国立公園濤沸湖拠点整備」「エゾシカ捕獲」および「日高夕張国立公園指定の早期化」があげられます。年度の後半は「銭函風力問題」に集中して取り組みました。これは、年度ごとに新たに出てきた問題を皆さんで検討し、大切な自然を守るべく種々の意見を提出した結果です。他団体との連名での意見書要望書は、多くの会と連名で提出しています。別紙に21件の意見書・要望書が載っていますが、とくに大きな問題であるダム問題が中心になっています。ダム問題は、佐々木副会長を中心に、多数の他団体とともに頑張っているところです。運動に

◇議案1：2010年度収支決算

決算報告（2010年4月1日から2011年3月31日まで）

一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(基本財産運用収入)	(0)	(管理費)	(2,458,655)
基本財産利息	0	賃金	1,145,760
(会費収入)	(3,934,000)	会議費	4,263
個人会費	2,599,000	旅費交通費	195,580
団体会費	1,335,000	通信運搬費	62,901
(一般事業収入)	(597,000)	消耗品費	15,328
一般事業収入	597,000	印刷製本費	0
(寄付金収入)	(216,350)	燃料費	63,690
寄付金	216,350	光熱水量費	112,923
(雑収入)	(146,284)	賃借料	764,448
受取利息	284	諸会費	54,000
雑収入	146,000	図書資料費	0
(前期繰越収支差額)	(1,972,018)	支払手数料	4,370
		租税公課	4,010
		雑費	31,382
		(一般事業費)	(2,884,540)
		広報事業費	1,716,179
		普及事業費	1,168,361
		(調査研究等事業費)	(75,576)
		調査研究等事業費	75,576
		(予備費)	(0)
収入合計(A)	6,865,652	支出合計(B)	5,418,771
		次期繰越収支差額	1,446,881
		(A)-(B)	

ついて7項目があげられていますが、①～⑤は他団体とともに頑張った結果です。

(2) 2009年度の収支決算報告について、佐々木副会長から議案書に基づき説明が行われた。

従来の会計報告15-16ページで収入と支出の報告をします。来年からは新法人移行に伴い5-6ページにある事業費と管理費を分けて決算書を出す方法に移行します。収入は4,893,634円で支出は5,418,771円でした。不足分の525,137円は繰越金から支払われています。特別会計「雪だるま基金」は来年から一般会計に入れます。

(3) 2009年度監査報告が大西勲監事から行われた。

今年から正味財産増減計算書5-6ページに基づき監査を行いました。このように変更することに際し道庁との交渉等でご苦労されたことと思います。それでは監査報告させていただきます。私(大西)と山本監事は2010年度の会計および業務の監査を行いましたので次の報告をいたします。

正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況および財産状態を正しく示していると認めました。事業報告の内容は真実であると認めました。理事の職務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めました。以上です。

◆ 第一号議案の承認について議長より採決の提案があり、拍手により承認された。

第二号議案 2011年度事業計画、および収支予算案の提案

(1) 2011年度の事業計画について佐藤会長から議案書に基づき説明が行われた。

2011年度の事業計画を提案します。北海道の自然保護すべてにかかわっています。すべてになかなか手が回らない状態ですが、是非会員の皆様の、とくに叱咤激励をお願いします。今、力を入れているのはダム問題と新たに出て来た風力の問題です。それから力を入れなければいけないのは国有林問題です。とにかく、たくさんのテーマがあり手が回らない状態です。しかし、できることを何でもやろうという方針です。

(2) 2011年度予算計画について、佐々木副会長から議案書に基づき説明が行われた。

15-16ページにあるように2010年の決算額に応じて、2010年度と同様に2011年度予算案を立てています。

◇議案2：2011年度収支予算

予算計画(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(基本財産運用収入)	(0)	(管理費)	(2,455,000)
基本財産利息	0	賃金	1,146,000
(会費収入)	(3,865,000)	会議費	5,000
個人会費	2,800,000	旅費交通費	200,000
団体会費	1,065,000	通信運搬費	60,000
(一般事業収入)	(700,000)	消耗品費	20,000
一般事業収入	700,000	印刷製本費	0
(寄付金収入)	(250,000)	燃料費	60,000
寄付金	250,000	光熱水量費	100,000
(雑収入)	(200,000)	賃借料	765,000
受取利息	5,000	諸会費	54,000
雑収入	195,000	図書資料費	0
		支払手数料	5,000
		租税公課	10,000
		雑費	30,000
		(一般事業費)	(2,490,000)
		広報事業費	1,500,000
		普及事業費	990,000
		(調査研究等事業費)	(70,000)
		調査研究等事業費	70,000
		(予備費)	(1,446,881)
		予備費	1,446,881
当期収入合計	5,015,000	当期支出合計	6,461,881
前期繰越収支差額	1,446,881		
収入合計	6,461,881		

質疑応答

会員 協会の活動として調査研究や運動がありますが、一般会員として学習会等のほかにどんな参加の仕方がありますか。

佐藤会長 学習会や勉強会は2010年に相当充実しています。基本的な態度として、いろいろな行事にその都度参加していただきたい。調査は、調査会を企画してみんなで現場を見たほうがいいので、情報を出し合って調査隊の企画も必要だと感じます。調査は、夏季に協力していただくことが重要だと思いますが、この問題は理事会で相談したいと思います。

佐々木副会長 NC会報の発送のような形で、みなさんが得意なものや関心のもので少しづつお手伝いをしていただきたい。そのような

サポーターズクラブのシステムが十分に機能していないので、今のご意見をいただいて今後検討いたします。

会 員 12ページ運動と提言(8)に風力発電事業の問題点があります。原子力発電についても、震災による原発事故もあるので、協会の運動として行動を起こせなくても、運動と提言の中に学習を進めるという項目も追加した方が良いのではないのでしょうか。

佐藤会長 風力発電に対する協会の考え方は、発電所建設が石狩海岸の貴重な自然を破壊することを問題にしています。風力発電そのものや自然エネルギーの在り方を問題にしていません。風力発電事業において環境面や健康面へのデメリットの言及をしていないのは原発と同じであり、このような風潮には問題があります。風力発電によるデメリットも含めた議論が重要です。石狩海岸の自然の中に風力発電所をつくってはいけないという意見は、私の関係する日本生態学会の中でも同意され、中止要望書が出されました。貴重な自然を守るという立場での運動は必要であり、運動の主旨を誤解されないような勉強会も必要だと思います。

会 員 私の意見は風力発電の問題ではなく原発問題についての意見です。原発自体の反対運動はしなくてもいいが、原発についての学習会をした方がいいのではないかという意見です。

佐藤会長 原発問題は大きいので、協会として扱っていかという問題は理事会で検討します。この場でも意見があれば皆さんから出してください。

会 員 一般の人は、協会は銭函の意見書において風力発電そのものに反対しているととらえています。マスコミの説明不足という面はありますが、協会の運動は、銭函の貴重な自然を守るための反対運動であることを知らしめる必要があります。また原発に頼らない自然エネルギーとして、風力発電は地形や自然保護の観点からどこに建設すればいいかという回答も、協会は用意しておく必要があると思います。さらに、「自然を語る会」や「自然保護大学」などは平日だと遠くから参加しにくいので、年に1・2回でも土日にしていただければありがたいと思います。

佐藤会長 活動方針は理事会や総会の中や個人的な話し合いを含めて、みんなで相談して決めています。原発の問題を北海道の自然保護を扱う組織としてどう扱うかは、まずは皆さんと相談させていただきたいと思います。風力発電問題が銭函の自然についての問題であることは、ことあるごとに主張してきました。最近ではマスコミが自然保護問題を取り上げてくれないし、知事も関心を示してくれません。市民・道民に知らせるいろいろな手を考え、皆さんに知らせないといけなと考えています。

佐々木副会長 風力ばかりでなく自然エネルギー利用の適地についてはその場所に応じた地域資源として考えたい。地熱・太陽光・バイオマスなど自然エネルギーの種類に応じていろいろな観点からどのエネルギーが向いているか考えたいと思います。いろいろな勉強会ですが、大半は土日にやっています。「自然を語る会」は講師の都合や毎月やる関係で平日に行っていますが、これも検討したいと思います。今後もご要望を聞かせていただければと思います。

◆ 第二号議案の承認について議長より採決の提案があり、拍手により承認された。

第三号議案 新法人移行の件

戸津議長 第3号議案は新法人移行の件です。昨年度の総会で移行の方向は決定されています。

佐藤会長 現在までの社団法人から公益社団法人か一般社団法人に移行しなければならないことになり、昨年、皆さんから一般社団法人にする方向性の同意をいただきました。今回、それに向けた新しい定款と会計基準を用意しましたので、みなさんの了解が得られれば申請ができるという流れになっています。その後、理事選任規定も決めなければならないのですが、とりあえず島山理事から定款の説明をしていただきます。

島山理事 定款の説明をします。公益社団法人では道の監査が厳しくなるので、一般社団法人で良いという議決を昨年いただきました。法律に基づいて作成してあります。その中で変えられるものを変えてあります。19条で会員の除名を3/4から2/3の同意に法律に沿って変えました。20条3で議決権の代理行使(委任)について、メールやファックス等による電磁的方法で代理権委任の提出ができることを示しました。21条は新設規

定で賛否そのものを書面でできるようにしました。24条は大きな変更点です。理事数を確保しにくい状況を踏まえ、理事数を14名以上18名以内に変更しました。これについて何かあれば後でご意見ください。36条2 理事全員が理事会後に書面で同意した時はその決定が認められることになります。これは理事会が招集できないような非常事態に対処するものです。

会 員 議案書17ページ会員動態にある会員区分は、どのように整理して移行するのですか。

佐藤会長 特に規定がないので今のまま移行します。これまでの理事選任規定では2年に一度20名以内の理事を選挙で決めていました。法人移行にあたり来年までに旧法人を閉じる総会と新法人を開く総会の2回の総会を開かなければならないと考えてきました。でも来年5月の総会で新理事を決めることができれば、1回の総会開催で済みます。これまでの理事選出方法は民主的なシステムですが相当に労力がかかるので、もっと簡便な方法で民主的に理事選任を行いたいと考えています。そこで以下の提案をしますので、今回の総会で決めたいと思います。

① 今回、現行の理事選任方法を廃棄する。

② 方向性として会員から理事の自薦他薦を募り、理事会で案をつくる。次回の5月総会で新しい選任規定を提案する。それが認められれば、直ちに理事候補者を提案し総会で理事を決める。移行期なので理事の任期を1年とすることもありかなと考えます。

今言った方法が今総会で認められれば、簡便で民主的な理事選出方法がつくれるのではないかと思います。

会 員 25条で委任規定をつけておけば、理事会で詳細な理事選任方法を提示できると思います。これまでの選任規定は一般会員には複雑で分かりにくいものでした。25条さえあれば選任規定はなくても事務局提案で理事候補案を提案してよいと思います。総会は承認でよいと思います。

島山理事 48条がありますので、理事会で対応できます。

会 員 48条の委任規定はすべての事柄にかかわるので、役員選任に関して、これまでの選任規定は一般会員には不明な部分があるので、新たな規定をつくる必要があるかどうかということところです。

佐藤会長 理事会だけで理事を決定するのは民主的でないという懸念があり、簡便でも理事選任規定が必要だと思ってきました。しかし、会員の皆さんからそう言っていただけるのでしたら、今回現行規定をやめるという決定を行い、あとは移行の新法人に向けて、理事会が理事選出を民主的公平に提案することは可能です。どちらにしても会員にオープンにして決めていかなければなりません。このような新理事選出方法でよろしいですか。

江部理事 これまでの理事選任規定を廃止するということがよろしいですか。

佐藤会長 新規定に移行すれば、現行規定は無効になるのですが、まだ移行前なので、この総会で理事選任規定をやめることを決めましょう。あとは新定款に則って活動することにしましょう。

戸津議長 今の提案でよろしいですか。

佐々木副会長 補足説明をします。総会が決めるのですから、理事会提案を総会で否決することも可能です。とりあえず理事会で新理事選任案を担当するということが考えられないと思います。

◆ 戸津議長より定款と理事選任規定と会計基準について今の方向で採決の提案があり、拍手多数により承認された。

第四号議案 その他

佐藤会長 風力・ダム・北見の各問題について発言していただきたい。

風力については、会員のAさんが欠席なのでオブザーバーとして奥さんに話していただけるよう依頼しました。奥さんは会員ではないので、皆さんとの議論に参加できませんが、皆さんからの質問に答えることはできます。

Aさん 今年の2月16日に道に「風発から銭函の自然を守る署名」を2,642通提出できました。現在までに6,586

通集まっています。これまでに5回北海道に質問をしました。5回日の今年2月16日の回答で、石狩海岸を含む海岸保全基本計画の海岸保全区域における風力発電事業の事業展開が判明しました。今後、具体的な内容を検討して行きたいと思います。

現状は、風力業者から海岸保全区域の占有許可申請が出されておらず、昨年のアセス書案は確定したアセス書として公表されていません。申請に関する事前の動きもみられません。

原発事故以来自然エネルギーへの移行の流れが起きています。大形風力発電では環境エネルギー政策研究所 所長・飯田哲也さんが風力問題に関して札幌で次のような講演をしました：低周波騒音は問題ない。パードストライクは些細な問題であり、生物多様性全体をとらえていない。そのために開発できない。自然公園につくらなければ風発は実現できない。これは銭函のカシワ林に手を付ける口実ではないかと危惧されます。この方も生態学会次期会長の松田さんも、経産省のリスク管理論の立場で考えており、生物多様性保全からは危険だと思えます。自然エネルギー推進の立場だけでなく、自然と景観を注意深く観ていかななくてはなりません。

戸津議長 次は北見問題について話していただきます。

会 員 「北見の自然風土を考える会」事務局のBです。道路周辺に400種ほどの植物が生育しています。道路予定地から移植されたものがどうなっているのか佐藤会長に現地調査をしていただき、移植されても枯れるなど、ひどい状況であるという報告を受けています。十勝自然保護協会にニホンザリガニを調査してもらいました。希少な青いザリガニを含めて道路予定地から移植した場所を調査した結果、移植先では絶滅に瀕していました。道予算の無駄遣い訴訟裁判に先立ち、67名の委任で道の監査請求を行いました。主な争点は以下の通りです。

- ① 脱法行為：高規格道路A'は法律上簡単に作れる。高速道路の企画でつくるため道民に64.6億も無駄遣いさせている。
- ② 生物多様性条約違反：移植したら大丈夫ということに対して科学的データに基づいて反論の準備をしている。
- ③ 費用対効果：新道路では10分しか短縮できずに車台数も少ない。道路建設審議会において費用対効果の計算が水増しされて示されている。

現在この3つの点に対して科学的論証段階です。自然を守るために北見市環境保護条例をつくる活動を市議と一緒にしています。市職員を巻き込んで活動中です。

戸津議長 次はダムについてお話し願います。

会 員 平取ダム問題協議会代表のCです。水害訴訟60回審議で国に勝利（4月28日）しました。平取ダム下流の二風谷ダムの堆砂が被害を大きくしたということが判決文に書かれました。原告が20年ぶりに勝利し、弁護士が特に喜びました。若い弁護士が今後の国に対する訴訟の見通しを体感できたと思います。東日本大震災で予算が足りないにもかかわらず平取ダムの建設はあきらめていません。堆砂問題を梃子にして二風谷ダムの建設を遅らせたいと考えています。何とか建設を阻止したいと考えています。

佐々木副会長 川辺川ダムが止まったのは地元住民が団結して戦った結果です。サンルは住民が反対できない体制となっています。厚真ダムは渇水期に水がたまらないのに、その下流に4倍の厚幌ダムをつくらうとしています。このことを学識経験者に質問しても答えがかえってこない状況です。学識者グループが機能できないので、そこを変えなければならないところです。マスコミが取り上げてくれないので市民に争点がうまく伝わらないのも残念です。

戸津議長 まだまだ4号議案についていろいろ議論がありますがこの辺で終わりにします。ご協力をありがとうございました。

在田副会長の閉会の挨拶で2011年度通常総会を終了した。

2011年度「自然を語る会」などのお知らせ

(社)北海道自然保護協会

「自然を語る会」

4年前より月に1度、夕方ひと時、「自然を語る会」として、自然について様々な話題を提供してもらい話し合う会を開いてきました。常連の方も少しずつ増えてまいりました。今年度も8月から始め12月まで、5回の開催を予定しております。12月までの実施日と、そのうち話題が決まった部分をお知らせいたします。

下記の要領ですので、気軽にお誘い合わせの上ご参加いただけますよう、お待ちしております。

① 8月10日(水) 「はまなすの丘の定期観察から見える石狩海岸の自然」

安田 秀子(石狩浜定期観察の会代表)

[要旨] 石狩湾の中央部、約25kmに渡って広がる石狩砂丘とカシワ海岸林を中心とした自然地域は、北海道自然環境保全指針で選定された「すぐれた自然地域」である。その中の石狩川河口部、はまなすの丘公園(約45ha)内の約1.5kmの観察路で定期観察を行っている。4月から10月まで、植物約100種、鳥約30種、昆虫やくモ約30種、キノコ多数を観察することができる。砂丘草原のダイナミックな四季の移り変わり、そこに息づく多様な生命の営みの一端を紹介する。

② 9月21日(水) 「風力発電と自然保護」

佐藤 謙(北海道自然保護協会会長)

③ 10月19日(水) エゾシカの話 未定

④ 11月30日(水) 未定

⑤ 12月14日(水) 未定

会 場：北海道大学学術交流会館・会議室(札幌市北区北8条西5丁目)

曜日と時間：いずれも水曜日の18:00~20:00

定 員：50名、 参加費：無料

申し込み・問い合わせ：北海道自然保護協会 電話：011-251-5465 FAX：011-211-8465

【注意】 演者が配布資料を用意する場合、準備の都合がありますので、事前に申し込んでいただけますよう、よろしく願いいたします。

「2011年度自然保護大学」

毎年恒例の自然保護大学について、実施日時が決まりましたので、ここにお知らせいたします。テーマや講師は未定ですが、詳しく決まり次第、会報NCなどでお知らせします。

なお、1日目と2日目の会場は、下記のように変わりますこと、ご承知願います。

1日目(3講座)： 11月19日(土) 13:00~18:00 北大クラーク会館集会所

2日目(2講座)： 11月20日(日) 9:00~13:00 北大学術交流会館会議室

第18回夏休み自然観察記録コンクールのご案内

北海道自然保護協会では、北海道新聞社・北海道新聞野生生物基金との共催により、北海道教育委員会の後援を得て、「第18回夏休み自然観察記録コンクール」を計画いたしました。応募方法は下記のとおりです。

募集テーマ 身のまわりの自然をよく見て作文や絵にくわしくかいてみよう

応募資格 道内に在住する小学生

応募規定 作文用紙は自由な規格。低学年は絵日記ふうなまとめ方でもよい。

絵は画材、用紙、大きさ自由

応募票(題・学校名・学年・氏名)を添付

応募先 〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5

(社)北海道自然保護協会 TEL 011-251-5465 FAX 011-211-8465

応募期間 2011年8月1日(月)~9月15日(木) 郵送、または持参(土・日を除く)

主催 (社)北海道自然保護協会、北海道新聞社、(財)北海道新聞野生生物基金

後援 北海道教育委員会

2011年度自然保護講演会のご案内

(社)北海道自然保護協会

今年1月、当協会副会長の佐々木克之さんが、財団法人自然保護協会による第10回沼田眞賞を受賞されました。この賞は、全国のすぐれた自然保護および自然保護教育に関する研究、実践で実績をあげられた方を表彰し奨励するものです。

佐々木さんは、沿岸海域の物質循環に関する長年の研究を通じて、干潟の浄化機能の重要性を明らかにするとともに、諫早湾干拓などの開発行為が干潟の生態系や沿岸漁業に深刻な影響を与えることを明らかにしました。その後、サンル川などにおけるダム建設が河川環境に与える影響について分析・研究を続け、河川生態系の保全活動に多大な力を注ぎました。これらのことが、佐々木さんの受賞理由になりました。干潟生態系の浄化機能や河川環境などについて、多くの方に理解を深めていただきたく、下記の要領で講演会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。

記

演 題：「諫早湾干拓・北海道のダム問題に関する研究と自然保護」

講 師：佐々木克之氏、(社)北海道自然保護協会副会長

日 時：2011年9月14日(水) 18:30~20:30

場 所：札幌エルプラザ2F 環境研修室(札幌市北区北8条西3丁目)

会 費：無 料、 申込・問合せ：北海道自然保護協会 TEL 011-251-5465 FAX 011-211-8465

Eメール nchokkai@polka.ocn.ne.jp

佐々木克之氏のプロフィール

1942年札幌市生まれ。1972年京都大学理学博士。

1972年水産庁東海区(現在中央)水産研究所勤務、2002年退官まで海洋における窒素、リン、炭素の物質循環研究に従事、とくに沿岸環境の富栄養化や干潟の浄化機能問題で定量的理解に努めた。

在職中から海洋学会海洋問題委員として、三番瀬、中部国際空港および有明海問題に取り組んできた。2004年から北海道自然保護協会理事・副会長。

活動日誌

2011年4月

- 21日 2010年度第8回拡大常務理事会
- 26日 水源連主催「2011年度ダム予算2,400億円を震災復興に」緊急集会および国交省、各党への要請活動に上京参加
- 27日 会報149号、総会案内発送
- 28日 沙流川の富川訴訟一審勝利判決傍聴、北見道路住民監査請求・意見陳述

2011年5月

- 13日 北見道路第8回回頭弁論傍聴
- 13日 風力発電意見交換会
- 21日 北海道自然保護連合代表者会議出席
- 28日 2010年度第5回理事会、2011年度通常総会、総会記念講演「北海道のダム問題を考える」講師嶋津暉之氏
- 29日 第5回3ダム事業検討会一費用対効果

2011年6月

- 2日 2011年度北海道高山植物保護ネット総会・代表者会議出席
- 8日 会誌編集委員会
- 8日 第3回サンルダム検討の場(於名古屋)
- 9日 第3回平取ダム検討の場(於平取町)
- 11日 サンルダム関係者対策会議(於旭川市)
- 13日 厚幌ダム建設問題北海道知事ゴースインに関する見解について道政記者クラブに投げ込み
- 21日 2011年度第1回拡大常務理事会

要望書など

- 4月19日 知事宛【厚幌ダムの検証のやり直しを求める要望書】厚幌ダム建設事業地域代表者会議 座長 藤間聡聡【厚幌ダム計画に関する公開質問状】北海道自然保護連合他9団体
- 4月26日 国交大臣宛【厚幌ダムの検証のやり直しを求める要望書】平取ダム建設問題協議会等9団体連名
- 5月21日 北海道開発局宛【開発局との話し合いを求める要望書】北海道脱ダムをめざす会
知事宛【厚幌ダムに関する話し合いを求める要望書】厚幌ダム建設事業地域代表者会議6名委員宛【厚幌ダムに関わる学識経験者の役割についての質問状】平取ダム建設問題協議会他9団体
- 6月10日 環境大臣宛【「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(案)」に関する意見書】
- 6月13日 国土交通大臣、今後の治水のあり方に関する有識者会議宛【厚幌ダム建設問題に関する見解一批判的意見を無視した建設は将来に重大な禍根を残す】平取ダム建設問題協議会他9団体

新入会員紹介

- 2011年3月・2011年4月
【A会員】 笹島 義勝、若浜 三郎、早矢仕有子、岩澤 光子、
菅坂 省吾、谷岡 隆

寄贈図書紹介

- ・ロシナンテ社四方哲さんより
「油症は病気のデパート」アットワークス社
- ・沖縄探見社より
「沖縄環境データブック」沖縄探見社
- ・明野直子会員より
「森の中で」

寄 付 金

ありがとうございます
松島 肇さん 2,000円、嵯峨山 積さん 1,000円、樋口 孝城さん 4,000円、
鶴田 由紀さん 10,000円、依 浩三さん 5,000円

訂正とお詫び

149号自然を語る会報告の9Pに誤った記載をいたしましたので、下記のように訂正をお願いいたします。
9P上から4行目
誤…「私たちは、虻田町や小平町、天売島の海岸で清掃活動をしている町の担当者から「ゴミを拾わないで欲しい。あなたたちの拾ったゴミまで処理できない」と言われている。」
正…「私たちは洞爺町(旧虻田町)や小平町、羽幌町の海岸で清掃活動をしているが、回収したゴミはゴミ処理料免除申請をして町で処理をしていた。」
同じく9Pの9行目
誤…「1年間45トン」 → 正…「1年間45トン」

会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

- 個人A会員 4,000円
- 個人B会員 2,000円
- (A会員と同一世帯の会員)
- 学生会員 2,000円
- 団体会員 1口 15,000円

〈納入口座〉
郵便振替口座 02710-7-4055
北洋銀行大通支店(普通) 0017259
北海道銀行本店(普通) 0101444
〈口座名〉

社団法人 北海道自然保護協会